

お 知 ら せ

令和 8 年 9 月 1 4 日
柳井市総務部工事監理室

「柳井市建設工事最低制限価格制度実施要領」を改正し、対象工事において、適用を見直すこととしましたので、お知らせします。

なお、これらは令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。

記

○対象工事

土木系工事、営繕系工事（建築工事）、解体工事

○見直しの概要

1 柳井市建設最低制限価格制度実施要領の改正

対象は、予定価格が 1, 0 0 0 万円以下の建設工事

現 行	改 正 後
(省略)	(省略)
2 最低制限価格の設定 予定価格が 1, 0 0 0 万円以下の建設工事の請負契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに <u>該当するかどうか</u> の基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、次のとおりとする。	2 最低制限価格の設定 予定価格が、1, 0 0 0 万円以下の建設工事の請負契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに <u>該当するか否か</u> の基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、次のとおりとする。
(1) 予定価格が <u>1 3 0 万円以下</u> の土木系工事（土木等一般工事）、営繕系工事（建築工事）及び解体工事 予定価格から消費税相当額を除いた価格（入札書比較価格）に 1 0 分の 9 を乗じて得た価格から千円未満を切り捨てた価格	(1) 予定価格が <u>2 0 0 万円以下</u> の土木系工事（土木等一般工事）、営繕系工事（建築工事）及び解体工事 予定価格から消費税相当額を除いた価格（入札書比較価格）に 1 0 分の 9 を乗じて得た価格から千円未満を切り捨てた価格
(2) 予定価格が <u>1 3 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下</u> の土木系工事（土木等一般工事） 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の 1 0 / 1 0 + 共通仮設費の 9 / 1 0 + 現場管理費の 9 / 1 0 + 一般管理費等の 7 / 1 0」から千円未満を切り捨てた価格	(2) 予定価格が <u>2 0 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下</u> の土木系工事（土木等一般工事） 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の 1 0 / 1 0 + 共通仮設費の 9 / 1 0 + 現場管理費の 9 / 1 0 + 一般管理費等の 7 / 1 0」から千円未満を切り捨てた価格
(3) 予定価格が <u>1 3 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下</u> の営繕系工事（建築工事）及び解体工事 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の	(3) 予定価格が <u>2 0 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下</u> の営繕系工事（建築工事）及び解体工事

10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」から千円未満を切り捨てた価格	予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」から千円未満を切り捨てた価格 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年10月1日から施行する。</u>
【要領】柳井市建設工事最低制限価格制度実施要領	